

【平成30年度】 ＊ 沖縄局における脳・心臓疾患と精神障害の労災補償状況

表1 脳・心臓疾患の労災補償状況 (件)

区分		年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
脳・心臓疾患	請求件数		11	4	9	16	19(2)
	決定件数		12	6	7	8	17(2)
	うち支給決定件数		3	1	1	0	4(1)
	(認定率)		25.0%	16.7%	14.3%	0.0%	23.5%(50.0%)
うち死亡	請求件数		2	0	4	6	1(0)
	決定件数		2	1	2	5	2(0)
	うち支給決定件数		1	0	0	0	0
	(認定率)		50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

- 注 1 本表は、労働基準法施行規則別表第1の2第8号に係る脳・心臓疾患について集計したものである。
 2 決定件数は、当該年度内に業務上又は業務外の決定を行った件数で、当該年度以前に請求があったものを含む。
 3 支給決定件数は、決定件数のうち「業務上」と認定した件数である。
 4 認定率は、支給決定件数を決定件数で除した数である。
 5 平成30年度の()は女性の件数で、内数である。なお、認定率の()内は、女性の支給決定件数を決定件数で除した数である。

表2 精神障害の労災補償状況 (件)

区分		年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
精神障害	請求件数		17	8	19	22	25(15)
	決定件数		13	10	17	13	18(12)
	うち支給決定件数		4	3	5	6	7(4)
	(認定率)		30.8%	30.0%	29.4%	46.2%	38.9%(33.3%)
うち自殺	請求件数		3	0	0	4	4(2)
	決定件数		1	2	0	3	2(1)
	うち支給決定件数		1	1	0	2	1
	(認定率)		100.0%	50.0%	0.0%	66.7%	50%(50.0%)

- 注 1 本表は、労働基準法施行規則別表第1の2第9号に係る精神障害について集計したものである。
 2 決定件数は、当該年度内に業務上又は業務外の決定を行った件数で、当該年度以前に請求があったものを含む。
 3 支給決定件数は、決定件数のうち「業務上」と認定した件数である。
 4 認定率は、支給決定件数を決定件数で除した数である。
 5 自殺は、未遂を含む件数である。
 6 ()内は女性の件数で、内数である。なお、認定率の()内は、女性の支給決定件数を決定件数で除した数である。

表1-1 脳・心臓疾患の労災補償状況

(件)

年度		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
区分						
脳・心臓疾患	請求件数	11	4	9	16	19(2)
	決定件数	12	6	7	8	17(2)
	うち支給決定件数	3	1	1	0	4(1)
	(認定率)	25.0%	16.7%	14.3%	0.0%	23.5%(50.0%)
うち死亡	請求件数	2	0	4	6	1(0)
	決定件数	2	1	2	5	2(0)
	うち支給決定件数	1	0	0	0	0
	(認定率)	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

- 注 1 本表は、労働基準法施行規則別表第1の2第8号に係る脳・心臓疾患について集計したものである。
- 2 決定件数は、当該年度内に業務上又は業務外の決定を行った件数で、当該年度以前に請求があったものを含む。
- 3 支給決定件数は、決定件数のうち「業務上」と認定した件数である。
- 4 認定率は、支給決定件数を決定件数で除した数である。
- 5 平成30年度の()は女性の件数で、内数である。なお、認定率の()内は、女性の支給決定件数を決定件数で除した数である。

表1-2 脳・心臓疾患の業種別請求、決定及び支給決定件数

(件)

業種	年度	平成29年度			平成30年度		
		請求件数	決定件数	うち支給決定件数	請求件数	決定件数	うち支給決定件数
農業・林業・漁業、鉱業、採石業、砂利採取業		0	0	0	0(0) < 0(0) >	0(0) < 0(0) >	0(0) < 0(0) >
製 造 業		2	1	0	1(0) < 0(0) >	2(0) < 1(0) >	0(0) < 0(0) >
建 設 業		4	3	0	0(0) < 0(0) >	1(0) < 0(0) >	0(0) < 0(0) >
運 輸 業、郵便業		0	0	0	4(0) < 0(0) >	3(0) < 0(0) >	0(0) < 0(0) >
卸 売 業・小 売 業		1	1	0	2(0) < 1(0) >	1(1) < 0(0) >	1(1) < 0(0) >
金 融 業・保 険 業		0	0	0	0(0) < 0(0) >	0(0) < 0(0) >	0(0) < 0(0) >
教 育、学 習 支 援 業		0	0	0	0(0) < 0(0) >	0(0) < 0(0) >	0(0) < 0(0) >
医 療、福 祉		1	0	0	1(1) < 0(0) >	0(0) < 0(0) >	0(0) < 0(0) >
情 報 通 信 業		1	0	0	0(0) < 0(0) >	1(0) < 1(0) >	0(0) < 0(0) >
宿 泊 業、飲 食 サ ー ビ ス 業		1	0	0	2(1) < 0(0) >	2(0) < 0(0) >	2(0) < 0(0) >
その他の事業(上記以外の事業)		6	3	0	9(0) < 0(0) >	7(1) < 0(0) >	1(0) < 0(0) >
合 計		16	8	0	19(2) < 1(0) >	17(2) < 2(0) >	4(1) < 0(0) >

注 1 業種については、「日本標準産業分類」により分類している。

2 「その他の事業(上記以外の事業)」に分類されているのは、不動産業、他に分類されないサービス業などである。

3 ()内は女性の件数で、内数である。

4 < >内は死亡の件数で、内数である。

表1-3 脳・心臓疾患の職種別請求、決定及び支給決定件数

(件)

年度 職種	平成29年度			平成30年度		
	請求件数	決定件数	うち支給 決定件数	請求件数	決定件数	うち支給 決定件数
専門的・技術的職業従事者	2	1	0	3(1) < 0 (0) >	2(0) < 0 (0) >	1(0) < 0 (0) >
管理的職業従事者	1	0	0	3(0) < 0 (0) >	3(0) < 1(0) >	0(0) < 0 (0) >
事務従事者	1	0	0	2(0) < 0 (0) >	2(1) < 0 (0) >	0(0) < 0 (0) >
販売従事者	2	1	0	1(0) < 1 (0) >	2(1) < 1(0) >	1(1) < 0 (0) >
サービス職業従事者	4	2	0	3(1) < 0 (0) >	2(0) < 0 (0) >	2(0) < 0 (0) >
輸送・機械運転従事者	0	0	0	0(0) < 0 (0) >	0(0) < 0 (0) >	0(0) < 0 (0) >
生産工程従事者	2	3	0	1(0) < 0 (0) >	1(0) < 0 (0) >	0(0) < 0 (0) >
運搬・清掃・包装等従事者	0	0	0	4(0) < 0 (0) >	3(0) < 0 (0) >	0(0) < 0 (0) >
建設・採掘従事者	3	1	0	0(0) < 0 (0) >	1(0) < 0 (0) >	0(0) < 0 (0) >
その他の職種(上記以外の職種)	1	0	0	2(0) < 0 (0) >	1(0) < 0 (0) >	0(0) < 0 (0) >
合計	16	8	0	19(2) < 1 (0) >	17(2) < 2 (0) >	4(1) < 0 (0) >

注 1 職種については、「日本標準職業分類」により分類している。

2 「その他の職種(上記以外の職種)」に分類されているのは、保安職業従事者、農林漁業従事者などである。

3 ()内は女性の件数で、内数である。

4 < >内は死亡の件数で、内数である。

表1-4 脳・心臓疾患の年齢別請求、決定及び支給決定件数

(件)

年齢	年度		平成29年度				平成30年度					
	請求件数		決定件数		うち支給決定件数		請求件数		決定件数		うち支給決定件数	
		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡
19 歳 以 下	0	0	0	0	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
20 ～ 29 歳	1	0	0	0	0	0	2(0)	1(0)	2(1)	0(0)	1(1)	0(0)
30 ～ 39 歳	1	0	0	0	0	0	1(0)	0(0)	1(0)	0(0)	1(0)	0(0)
40 ～ 49 歳	7	4	5	4	0	0	5(0)	0(0)	7(1)	0(0)	1(0)	0(0)
50 ～ 59 歳	2	2	1	1	0	0	4(1)	0(0)	2(0)	2(0)	0(0)	0(0)
60 歳 以 上	5	0	2	0	0	0	7(1)	0(0)	5(0)	0(0)	1(0)	0(0)
合 計	16	6	8	5	0	0	19(2)	1(0)	17(2)	2(0)	4(1)	0(0)

注 1 ()内は女性の件数で、内数である。

表1-6 脳・心臓疾患で支給決定された件数(1か月平均の時間外労働時間数別)

(件)

区分	年度		平成29年度		平成30年度	
		うち死亡		うち死亡		うち死亡
45 時 間 未 満	0	0	0	0	0(0)	0(0)
45 時間以上～ 60 時間未満	0	0	0	0	0(0)	0(0)
60 時間以上～ 80 時間未満	0	0	0	0	0(0)	0(0)
80 時間以上～ 100 時間未満	0	0	0	0	1(0)	0(0)
100 時間以上～ 120 時間未満	0	0	0	0	2(1)	0(0)
120 時間以上～ 140 時間未満	0	0	0	0	0(0)	0(0)
140 時間以上～ 160 時間未満	0	0	0	0	1(0)	0(0)
160 時 間 以 上	0	0	0	0	0(0)	0(0)
そ の 他	0	0	0	0	0(0)	0(0)
合 計	0	0	0	0	4(1)	0(0)

注 1 本表は、支給決定事案のうち、「異常な出来事への遭遇」又は「短期間の過重業務」を除くものについて分類している。

1 ()内は女性の件数で、内数である。

表1-7 脳・心臓疾患の就労形態別決定及び支給決定件数

(件)

区分	年度	平成29年度				平成30年度			
		決定件数		うち支給決定件数		決定件数		うち支給決定件数	
		うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	
正 規 職 員 ・ 従 業 員		6	4	0	0	15(1)	2(0)	4(1)	0(0)
契 約 社 員		0	0	0	0	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)
派 遣 労 働 者		0	0	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
パ ー ト ・ ア ル バ イ ト		2	1	0	0	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)
そ の 他 (特 別 加 入 者 等)		0	0	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
合 計		8	5	0	0	17(2)	2(0)	4(1)	0(0)

注 1 自殺は、未遂を含む件数である。

2 就労形態の区分は以下のとおりである。

- ・ 正規職員・従業員
一般職員又は正社員などと呼ばれているフルタイムで雇用されている労働者。
- ・ 契約社員
専門的職種に従事させることを目的に雇用され、雇用期間の定めのある労働者。
- ・ 派遣労働者
労働者派遣法に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されて働いている労働者。
- ・ パート・アルバイト
就業の時間や日数に関係なく、勤め先で「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれらに近い名称で呼ばれている労働者。

3 ()内は女性の件数で、内数である。

表2-1 精神障害の労災補償状況

(件)

年度		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
区分						
精神障害	請求件数	17	8	19	22	25(15)
	決定件数	13	10	17	13	18(12)
	うち支給決定件数	4	3	5	6	7(4)
	(認定率)	30.8%	30.0%	29.4%	46.2%	38.9%(33.3%)
うち自殺	請求件数	3	0	0	4	4(2)
	決定件数	1	2	0	3	2(1)
	うち支給決定件数	1	1	0	2	1
	(認定率)	100.0%	50.0%	0.0%	66.7%	50%(50.0%)

- 注 1 本表は、労働基準法施行規則別表第1の2第9号に係る精神障害について集計したものである。
 2 決定件数は、当該年度内に業務上又は業務外の決定を行った件数で、当該年度以前に請求があったものを含む。
 3 支給決定件数は、決定件数のうち「業務上」と認定した件数である。
 4 認定率は、支給決定件数を決定件数で除した数である。
 5 自殺は、未遂を含む件数である。
 6 ()内は女性の件数で、内数である。なお、認定率の()内は、女性の支給決定件数を決定件数で除した数である。

表2-2 精神障害の業種別請求、決定及び支給決定件数

(件)

業種	年度	平成29年度			平成30年度		
		請求件数	決定件数	うち支給決定件数	請求件数	決定件数	うち支給決定件数
農業・林業・漁業、鉱業、採石業、砂利採取業		0	0	0	0(0) < 0 (0) >	0(0) < 0 (0) >	0(0) < 0 (0) >
製造業		1	1	1	1(0) < 0 (0) >	0(0) < 0 (0) >	0(0) < 0 (0) >
建設業		0	0	0	0(0) < 0 (0) >	0(0) < 0 (0) >	0(0) < 0 (0) >
運輸業、郵便業		0	0	0	3(0) < 0 (0) >	0(0) < 0 (0) >	0(0) < 0 (0) >
卸売業・小売業		1	1	0	1(1) < 0 (0) >	1(1) < 0 (0) >	0(0) < 0 (0) >
金融業・保険業		0	0	0	1(1) < 0 (0) >	1(1) < 0 (0) >	1(1) < 0 (0) >
教育、学習支援業		1	0	0	2(2) < 0 (0) >	2(2) < 0 (0) >	0(0) < 0 (0) >
医療、福祉		6	3	2	5(4) < 2 (2) >	5(3) < 1 (1) >	1(0) < 0 (0) >
情報通信業		1	1	0	2(1) < 0 (0) >	1(1) < 0 (0) >	0(0) < 0 (0) >
宿泊業、飲食サービス業		4	2	1	1(0) < 1 (0) >	3(2) < 0 (0) >	2(2) < 0 (0) >
その他の事業(上記以外の事業)		8	5	2	9(6) < 1 (0) >	5(2) < 1 (0) >	3(1) < 1 (0) >
合計		22	13	6	25(15) < 4 (2) >	18(12) < 2 (1) >	7(4) < 1 (0) >

- 注 1 業種については、「日本標準産業分類」により分類している。
 2 「その他の事業(上記以外の事業)」に分類されているのは、不動産業、他に分類されないサービス業などである。
 3 ()内は女性の件数で、内数である。4 < >内は自殺(未遂を含む)の件数で、内数である。

表2-3 精神障害の職種別請求、決定及び支給決定件数

(件)

業種	平成29年度			平成30年度		
	請求件数	決定件数	うち支給決定件数	請求件数	決定件数	うち支給決定件数
専門的・技術的職業従事者	6	5	2	9(8) < 1 (1) >	6(4) < 0 (0) >	1(0) < 0 (0) >
管理的職業従事者	1	0	0	0(0) < 0 (0) >	0(0) < 0 (0) >	0(0) < 0 (0) >
事務従事者	4	0	0	4(3) < 0 (0) >	4(2) < 1 (0) >	1(0) < 1 (0) >
販売従事者	1	0	0	2(2) < 0 (0) >	2(1) < 0 (0) >	2(1) < 0 (0) >
サービス職業従事者	6	5	3	1(0) < 1 (0) >	3(2) < 0 (0) >	2(2) < 0 (0) >
輸送・機械運転従事者	0	0	0	4(0) < 0 (0) >	0(0) < 0 (0) >	0(0) < 0 (0) >
生産工程従事者	2	1	1	2(0) < 1 (0) >	0(0) < 0 (0) >	0(0) < 0 (0) >
運搬・清掃・包装等従事者	2	2	0	2(2) < 1 (1) >	3(3) < 1 (1) >	1(1) < 0 (0) >
建設・採掘従事者	0	0	0	0(0) < 0 (0) >	0(0) < 0 (0) >	0(0) < 0 (0) >
その他の職種(上記以外の職種)	0	0	0	1(0) < 0 (0) >	0(0) < 0 (0) >	0(0) < 0 (0) >
合計	22	13	6	25(15) < 4 (2) >	18(12) < 2 (1) >	7(4) < 1 (0) >

- 注 1 職種については、「日本標準職業分類」により分類している。
 2 「その他の職種(上記以外の職種)」に分類されているのは、保安職業従事者、農林漁業従事者などである。
 3 ()内は女性の件数で、内数である。
 4 < >内は自殺(未遂を含む)の件数で、内数である。

表2-4 精神障害の年齢別請求、決定及び支給決定件数

(件)

年齢	平成29年度						平成30年度					
	請求件数		決定件数		うち支給決定件数		請求件数		決定件数		うち支給決定件数	
	うち自殺	うち自殺	うち自殺	うち自殺	うち自殺	うち自殺	うち自殺	うち自殺	うち自殺	うち自殺	うち自殺	
19歳以下	0	0	0	0	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
20～29歳	6	3	2	2	1	1	1(1)	0(0)	4(2)	1(0)	2(1)	1(0)
30～39歳	5	1	4	1	3	1	10(7)	2(1)	6(4)	0(0)	3(2)	0(0)
40～49歳	7	0	4	0	2	0	9(3)	2(1)	4(2)	1(1)	1(0)	0(0)
50～59歳	4	0	3	0	0	0	4(3)	0(0)	3(3)	0(0)	0(0)	0(0)
60歳以上	0	0	0	0	0	0	1(1)	0(0)	1(1)	0(0)	1(1)	0(0)
合計	22	4	13	3	6	2	25(15)	4(2)	18(12)	2(1)	7(4)	1(0)

- 注 1 自殺は、未遂を含む件数である。
 2 ()内は女性の件数で、内数である。

表2-6 精神障害で支給決定された件数(1か月平均の時間外労働時間数別)

区分	平成29年度		平成30年度	
		うち自殺		うち自殺
20 時 間 未 満	0	0	5(4)	1(0)
20 時間以上～ 40 時間未満	1	1	0(0)	0(0)
40 時間以上～ 60 時間未満	0	0	0(0)	0(0)
60 時間以上～ 80 時間未満	0	0	0(0)	0(0)
80 時間以上～ 100 時間未満	1	1	1(0)	0(0)
100 時間以上～ 120 時間未満	0	0	0(0)	0(0)
120 時間以上～ 140 時間未満	0	0	0(0)	0(0)
140 時間以上～ 160 時間未満	0	0	1(0)	0(0)
160 時 間 以 上	1	0	0(0)	0(0)
そ の 他	3	0	0(0)	0(0)
合 計	6	2	7(4)	1(0)

注 1 本表は、支給決定事案ごとに心理的負荷の評価期間における1か月平均の時間外労働時間数を算出し、区分したものである。

2 その他の件数は、出来事による心理的負荷が極度であると認められる事案等、労働時間を調査するまでもなく明らかに業務上と判断した事案の件数である。

3 自殺は、未遂を含む件数である。

4 ()内は女性の件数で、内数である。

表2-7 精神障害の就労形態別決定及び支給決定件数

区分	平成29年度				平成30年度			
	決定件数		うち支給決定件数		決定件数		うち支給決定件数	
	うち自殺		うち自殺		うち自殺		うち自殺	
正 規 職 員 ・ 従 業 員	11	3	6	2	12(7)	1(0)	5(2)	1(0)
契 約 社 員	2	0	0	0	3(3)	0(0)	1(1)	0(0)
派 遣 労 働 者	0	0	0	0	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)
パ ー ト ・ ア ル バ イ ト	0	0	0	0	1(1)	0(0)	1(1)	0(0)
そ の 他 (特 別 加 入 者 等)	0	0	0	0	1(1)	1(1)	0(0)	0(0)
合 計	13	3	6	2	18(12)	2(1)	7(4)	1(0)

注 1 自殺は、未遂を含む件数である。

2 就労形態の区分は以下のとおりである。

- ・ 正規職員・従業員
一般職員又は正社員などと呼ばれているフルタイムで雇用されている労働者。
- ・ 契約社員
専門的職種に従事させることを目的に雇用され、雇用期間の定めのある労働者。
- ・ 派遣労働者
労働者派遣法に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されて働いている労働者。
- ・ パート・アルバイト
就業の時間や日数に関係なく、勤め先で「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれらに近い名称で呼ばれている労働者。

3 ()内は女性の件数で、内数である。

表2-8 精神障害の出来事別決定及び支給決定件数一覧

(件)

出来事の種類	具体的な出来事	平成29年度				平成30年度			
		決定件数		うち支給決定件数		決定件数		うち支給決定件数	
		うち自殺		うち自殺		うち自殺		うち自殺	
1 事故や災害の体験	(重度の)病気やケガをした	1	0	1	0	2(2)	0(0)	2(2)	0(0)
	悲惨な事故や災害の体験、目撃をした	2	0	1	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
2 仕事の失敗、過重な責任の発生等	業務に関連し、重大な人身事故、重大事故を起こした	0	0	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
	会社の経営に影響するなどの重大な仕事上のミスをした	1	1	1	1	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
	会社で起きた事故、事件について、責任を問われた	0	0	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
	自分の関係する仕事で多額の損失等が生じた	0	0	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
	業務に関連し、違法行為を強要された	0	0	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
	達成困難なノルマが課された	0	0	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
	ノルマが達成できなかった	0	0	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
	新規事業の担当になった、会社の建て直しの担当になった	0	0	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
	顧客や取引先から無理な注文を受けた	0	0	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
	顧客や取引先からクレームを受けた	0	0	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
	大きな説明会や公式の場での発表を強いられた	0	0	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
	上司が不在になることにより、その代行を任された	0	0	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
	3 仕事の量・質	仕事内容・仕事量の(大きな)変化を生じさせる出来事があった	2	2	1	1	0(0)	0(0)	0(0)
1か月に80時間以上の時間外労働を行った		0	0	0	0	1(0)	0(0)	1(0)	0(0)
2週間以上にわたって連続勤務を行った		0	0	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
勤務形態に変化があった		0	0	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
仕事のペース、活動の変化があった		0	0	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
4 役割・地位の変化等	退職を強要された	0	0	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
	配置転換があった	0	0	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
	転勤をした	0	0	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
	複数名で担当していた業務を1人で担当するようになった	0	0	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
	非正規社員であるとの理由等により、仕事上の差別、不利益取扱いを受けた	0	0	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
	自分の昇格・昇進があった	0	0	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
	部下が減った	0	0	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
	早期退職制度の対象となった	0	0	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
非正規社員である自分の契約満了が迫った	0	0	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	
5 対人関係	(ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた	2	0	0	0	4(2)	1(0)	3(1)	1(0)
	上司とのトラブルがあった	3	0	0	0	8(5)	1(1)	0(0)	0(0)
	同僚とのトラブルがあった	0	0	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
	部下とのトラブルがあった	0	0	0	0	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)
	理解してくれていた人の異動があった	0	0	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
	上司が替わった	0	0	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
	同僚等の昇進・昇格があり、昇進で先を越された	0	0	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
6 セクシュアルハラスメント	セクシュアルハラスメントを受けた	1	0	1	0	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)
7 特別な出来事		1	0	1	0	1(1)	0(0)	1(1)	0(0)
8 その他(評価の対象となる出来事が認められなかったもの等)		0	0	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
合 計		13	3	6	2	18(12)	2(1)	7(4)	1(0)

注 1 「具体的な出来事」は、平成23年12月26日付け基発1226第1号「心理的負荷による精神障害の認定基準について」別表1による。

2 「特別な出来事」は、心理的負荷が極度のもの等の件数である。

3 「その他」は、評価の対象となる出来事が認められなかったもの等の件数である。

4 自殺は、未遂を含む件数である。

5 ()内は女性の件数で、内数である。